



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 22 日 (火)
第 7 9 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (308) (指導管理課) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (309) (〃) 2
	国土調査法による事業計画の決定 (310) (耕地課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (311) (治山砂防課) 3
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (312) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止の届出 (313) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 海区漁調 委告示	ひきなわ釣漁業の操業に関する指示 (1) 4
	すくい網漁業の操業に関する指示 (2) 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 6
◇ 調達公告	調達公告の変更 (教育委員会教育センター) 7

告 示

鳥取県告示第 308 号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

廃止年月日	住 所	名 称
平成 20 年 3 月 24 日	鳥取市末広温泉町 724	鳥取県農業協同組合連合会本所 (全国農業協同組合連合会鳥取県本部)

鳥取県告示第 309 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和 39 年鳥取県規則第 16 号）第 7 条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

課 長 亀井 雅議

課長補佐兼主幹 池田 一彦

課長補佐兼主幹 中村 仁志

課長補佐兼主幹 前田 浩七

副 主 幹 福政 民栄

副 主 幹 大呂 忠司

副 主 幹 加藤 孝志

主 事 谷口 正

3 委任期間

平成 20 年 4 月 8 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 310 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成 20 年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、吉成、大覚寺、福部町蔵見、福部町左近、国府町神垣、河原町高福、気高町日光、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、青谷町河原及び青谷町小畑の各一部	平成21年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市西福守町、福守町、西倉吉町、鴨川町、丸山町、関金町堀、関金町明高、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町浦富及び牧谷の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字諸鹿の一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背の一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、見槻、志子部、福井、見槻中及び奥野の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字坂本、大字大瀬、大字西尾、大字西小鹿、大字吉尾、大字東小鹿及び大字三徳の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字埴見の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字八橋、大字笠見、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
北栄町	東伯郡北栄町土下、北条島及び米里の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町豊房、釜戸、赤松、下市、岡、上市、住吉、長野、松河原、神原、中高、野田及び平木の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、倭、田住、市山、寺内、三崎、大木屋及び八金の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町古市及び中祖の各一部	〃
日南町	日野郡日南町三栄、下阿毘縁、下石見、花口、新屋及び宮内の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃

鳥取県告示第 311 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

浜坂地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱 5 号を結んだ直線に囲まれた区域（平成 18 年鳥取県告示第 895 号で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
鳥取市浜坂字上ノ山ノ二 1136	1 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ一 1129	2 号
鳥取市浜坂字上ノ山ノ一 1130	3 号
鳥取市浜坂字一丁目 1128 地先道路敷	4 号
鳥取市浜坂字一丁目 349-1	5 号

鳥取県告示第 312 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会 会長 野島 完	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	倉吉市関金町関金宿 1115-2	平成20年4月1日

鳥取県告示第 313 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 あしーど	米子市道笑町二丁目126	社会福祉法人あしーど くりっく	米子市錦町一丁目80	就労継続支援	平成20年3月31日

海区漁業調整委員会告示**鳥取海区漁業調整委員会告示第 1 号**

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

ひきनाव釣漁業については、この指示の有効期間中毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、海岸線上における鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経 134 度 13.80 分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経 133 度 43.15 分）の間の海岸線から 1,500 メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、平成 20 年 6 月 1 日から平成 23 年 5 月 31 日までとする。

鳥取海区漁業調整委員会告示第 2 号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経 133 度 27.65 分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数 10 トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経 133 度 35.42 分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ウ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

エ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

オ 操業期間満了後速やかに、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成 20 年 4 月 22 日付鳥漁調第 2 号鳥取海区漁業調整委員会会長通知）で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区 分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成 20 年 5 月 8 日 午前 10 時から午後 4 時まで	米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
経験者講習		平成 20 年 5 月 15 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住する者
初心者講習		平成 20 年 5 月 26 日 午前 10 時から午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部 1 階第 2 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 5 時間

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800 円

イ 経験者講習 3,000 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

平成20年4月8日（鳥取県公報第7980号12頁）掲載の調達公告について、次のように変更する。

平成20年4月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

変 更 後	変 更 前
1 略	1 略
2 入札参加資格 (1)及び(2) 略 (3) 平成20年4月8日(火)から <u>同年5月9日(金)</u> までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。	2 入札参加資格 (1)及び(2) 略 (3) 平成20年4月8日(火)から <u>同月28日(月)</u> までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
(4) 略	(4) 略
3 略	3 略
4 入札手続等 (1) 略 (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当 電話 0857-26-7431、 <u>7824</u> 又は7433	4 入札手続等 (1) 略 (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当 電話 0857-26-7431、 <u>7432</u> 又は7433
(3)及び(4) 略	(3)及び(4) 略
(5) 入札及び開札の日時及び場所 <u>平成20年5月9日(金)</u> 午後2時 鳥取県教育センター第2研修室	(5) 入札及び開札の日時及び場所 <u>平成20年4月28日(月)</u> 午後2時 鳥取県教育センター第2研修室
5 入札者に要求される事項 (1) 略 (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合すること	5 入札者に要求される事項 (1) 略 (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合すること

<p>を証明する書類を、4の(1)の場所に<u>平成20年5月2日(金)正午</u>までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 略</p> <p>6及び7 略</p>	<p>を証明する書類を、4の(1)の場所に<u>平成20年4月23日(水)午後5時</u>までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(3) 略</p> <p>6及び7 略</p>
---	--